

福島町議会基本条例諮問会議 【第4回】

- ◆ 日 時 平成22年9月4日（土）午後3時
- ◆ 場 所 福島町議会議員控室（3階）

福島町議会事務局

次 第

- 1 開 会
- 2 会長挨拶
- 3 溝部議長挨拶
- 4 議員との意見交換
- 5 これまで確認された内容
- 6 協議事項
 - (1) 議員歳費について
 - (2) 議員定数について
 - (3) その他
- 7 次回の進め方等
- 8 その他
- 9 閉 会

1. 議員との意見交換

◆意見交換のポイント

- 議員の活動日数の考え方は
- 議員定数を決めるうえで重要視すべきことは
- 常任委員会活動をどのように考えるか
- 議員歳費を決めるうえで重要視すべきことは
- 適正な歳費を決めるための算定方法（方式）をどのように考えるか
- 今後の諮問会議の検討に期待（望む）することは

メモ

2. これまで確認された内容

(1) 第1回会議 (6/16 開催)

- 議長からの諮問事項を確認した
- 本年度の協議内容を確認した
- 基本となる検討資料を確認した
- 今後の進め方を確認した
- 会長を互選した (常磐井 武典さん)
- 今後のスケジュールを確認した
- 神原委員の講話を聴く

◆諮問会議のスケジュール (予定)

年月日	内 容	備 考
H22 6/16(水)	■辞令交付式及び第1回会議 1. 諮問内容について 2. 協議事項 ①会長の互選、②本年度協議内容の確認 ③大まかなスケジュール、④検討資料について 3. 情報交換 ①神原勝委員の解説、②意見交換 4. 今後の進め方	
H22 7/6(火)	■第2回会議 1. 協議事項 ①議員定数の検討 (基礎資料による現状等の確認) ②議員歳費の検討 (基礎資料による現状等の確認) [1回目]	
H22 8/4 (水)	■第3回会議 1. 協議事項 ①議員定数の検討 (基礎資料による現状等の確認) ②議員歳費の検討 (基礎資料による現状等の確認) [2回目]	
H22 8/25 (水)	<input type="checkbox"/> 議員との意見交換 <input type="checkbox"/> テーマ [議会活動について]	任意の 会 議
H22 9/29(水)	■第4回会議 1. 協議事項 ①議員定数及び議員歳費 (報酬) のまとめについて [1回目] ②議会評価について ③基本条例全体について	
H22 10/27(水)	■第5回会議 1. 協議事項 ①議員定数及び議員歳費 (報酬) のまとめについて [2回目] ②報告書素案について③議会評価について ④基本条例全体について	
H22 11/25 (水)	■第6回会議 1. 協議事項 ①報告書の決定 ②議会評価について ③基本条例全体について	
H22 12/3 (金)	◎報告書の提出	

(2) 第2回会議 (7/6 開催)

① 議員定数について

(a) 議員の議会活動日数の確認

本会議、常任委員会及び全員協議会や各種行事、出張のように活動がはっきり見えるものと、普段、表に現れることのない議員の活動内容を確認し、福島町議会の標準とする活動日数を次のとおりとした。

表1 表に現れない議員活動の内容等

項目	内容	活動日数の基本的な考え方 (※目安として)	判断	標準とすべき活動日数
1. 本会議に付随する活動	(1) 一般質問の付随活動 ① 質問準備のための調査研究 ② 質問準備のための現地調査 ③ 質問原稿作成 ④ 質問書の通告 (議長への提出) ⑤ 事前回答書の確認	◆ 質問は1年間に4回 ・H20 延べ16人(実5人) 30項目 平均1.9 ・H21 延べ15人(実4人) 26項目 平均1.7 ○ 1会議2件の質問があるものとし、左記①～⑤に要する日数は4日程度。 ○ 4日×4回=16日	◎	16日
	(2) 議案の調査 ① 議案の精読 ② 議案の調査 ③ 質疑、討論の準備	◆ H21の会議数 ・定例に再開4回 ・定例に再開以外6回 ○ 定例に再開する9月は決算審査、3月は当初予算があるため資料は非常に多い ○ 3月と9月の会議は左記①～③に要する日数はそれぞれ5日とし、後の2回はそれぞれ3日。定例以外の会議は1日程度。 ○ (5日×2回)+(3日×2回)+(1日×6回)=22日	◎	22日
2. 常任委員会等に付随する活動	① 資料の精読 ② 資料の調査 ③ 質疑、討論の準備	◆ H21の会議数 ・全51回の2分の1、25回 ○ 左記①～③の会議に要する日数は1日程度。 ○ 1日×25回=25日	◎	25日
3. 政務調査の活動	① 調査項目の準備 ② 調査計画の準備 ③ 現地調査の実施(視察) ④ 報告書の整理	◆ H21の政務調査 ・平均2回の視察調査 ○ 1回の視察は2日程度 ○ 左記①～④の調査に要する日数は1回につき4日程度。 ○ 4日×2回=8日	◎	8日
4. 住民接触等	① 住民との懇談 ② 文書質問の準備、提出	◆ 基準(基礎)となるものはない ○ S53に全国町村議会議長会が示した日数は、月2日程度とみて年間24日を標準とした。 ○ 文書質問含み左記①に要する日数を全国と同様の24日	◎	24日
※ 議長職務	① 議会事務局への指示 ② 各種決済 ③ 町部局等との打合せ	◆ H21の出席日数 ・年間118日 ○ 左記①～②に要する1日当たりの時間は2時間程度。 ○ 118日×2時間÷8時間=29日	◎	29日

※判断の「◎」は活動に含めるものです。

(b) 議員の議会活動日数（試算イメージ）

本会議、常任委員会及び全員協議会や各種行事、出張の活動日数に「表1」の活動日数を加えた活動日数の試算を次のとおり確認した。

表2 議員活動日数（試算イメージ）

区分	(A) 会議資料 N01 P5 の活動日数 (表に現れる活動)	(A)+表1を加えた活動日数 (表に現れる活動+表に現れる活動)
議長	全議員 31 日 + 委員等 51 日 + その他活動 41 日 + 出張 40 日 = <u>163 日</u>	全議員 31 日 + 委員等 51 日 + その他活動 41 日 + 出張 40 日 + (本会議に付随する活動 22 日 + 常任委員会に付属する活動 25 日 + 政務調査の活動 8 日 + 住民接触 24 日 + 議長用務 29 日) = 271 日
副議長	全議員 31 日 + 委員等 39 日 + その他活動 25 日 + 出張 9 日 = <u>104 日</u>	全議員 31 日 + 委員等 39 日 + その他活動 25 日 + 出張 9 日 + (本会議に付随する活動 38 日 + 常任委員会に付属する活動 25 日 + 政務調査の活動 8 日 + 住民接触 24 日) = 199 日
議員	全議員 31 日 + 委員等 26 日 + その他活動 11 日 = <u>68 日</u>	全議員 31 日 + 委員等 26 日 + その他活動 11 日 + (本会議に付随する活動 38 日 + 常任委員会に付属する活動 25 日 + 政務調査の活動 8 日 + 住民接触 24 日) = 163 日

(c) 地方自治法の上限議員定数と議員一人当たりの町民数

議員定数を決める要素の一つである「議員一人当たりの町民数」の福島町議会の標準とすべき人数を今回は設定しないで、さらに精査することとした。

※議論のポイント

- ・合議制（2 元代表制）の機関として活動するための最低限の人数はどうあるべきか
- ・地域主権等で活動日数は増加傾向にある
- ・活発な議会活動を行うための人数はどうあるべきか

(d) 常任委員会の整理

全議員で組織している広報広聴常任委員会を除き、現在の総務教育・経済福祉常任委員会の 2 つとし、1 委員会の定数は 6 人とした。

② 議員歳費について

適正な議員歳費を決めるための3つの手法（A. 全国町村議会議長会検討方式、B. 類似団体等比較方式、C. 町職員平均給与比較方式）を比較し、当町の議員歳費の標準額（率）を決めるための手法を検討したが、結論には至らず、さらに協議することとした。

※議論のポイント

- ・10人の経費で12人分を賄っている現状の整理をどのように考えるのか
- ・全国町村議長会方式は本当に標準となるのか、標準を示した上で調整するのでは意味がなくなるのではないか
- ・歳費月額を最低賃金と比較した考え方が委員より報告された

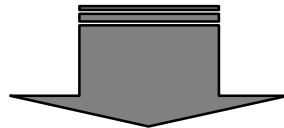
(3) 第3回会議（7/24開催）

① 議員歳費の仮算定について

議員定数を12人とした場合の3つの方式による議員歳費の年間総額等の仮算定に加え、A. の全国町村議会議長会検討方式を基本とし、次の3つの原則を設けた上で新たに3つの方式による同様の仮算定を行い、福島町に適した方式はどのようにあるべきか協議した。

協議の結果、どの方式にするか結論には至らなかった。次回会議で、上記3つの原則（特殊性）の文言整理と「財政状況を配慮する」、「議会活動の活性化をさらにめざす」の項目を追加し、6つの方式の考え方等をまとめたものにより、どの方式が原則に最も即しているか協議を行い、諮問会議としての方式案（たたき台）を決めていくこととした。また、財政状況と各町の議会費の占める割合が分かる資料を用意することとした。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">○議員の活動日数をできるだけ算定に反映させる○極端に歳費月額が高くなるような基準の採用は避ける○客観的に理論的に説明できる方式をめざす |
|---|



- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">○議員の活動日数をできるだけ算定に反映させる○極端に歳費月額が高くなるような基準の採用は避ける○基準と数字を示して説明できる方式をめざす○財政状況を配慮する○議会活動の活性化をさらにめざす |
|--|

【参考】

◎ 6方式による仮算定歳費総額等の比較

(単位:千円)

方式	歳費月額				年間歳費 総額	現行歳費 総額との 比較	方式の説明等
	議長	副議長	委員長	議員			
A. 全国議 長会	585 〔90%〕	390 〔60%〕	347	325 〔50%〕	78,640	+47,461 (2.52倍)	○町長の職務遂行日数と議員の活動日数の比率を町長の給料月額に乗じて算定 (町長 年間日数 301日)
B. 類似団 体比 較	263	210	191	176	41,915	+10,736 (1.33倍)	○人口規模が当町と同ラン ク(5千人以上1万人未満) の全道51町村の平均月額 (H21.7.1現在の実態調査)
C. 町職員 平均給 与	423	329	300	279	66,220	+35,041 (2.12倍)	○町職員(一般行政職)の56 歳から59歳までの11人の平 均給料を議長の標準歳費額 とし、これから現行の議長歳 費月額に対する副議長、委員 長、議員の差を減じる (H22年度給与実態調査)
D. A+三役 総額	315	210	187	175	42,435	+11,256 (1.36倍)	○A方式に、全議員人件費総 額が三役人件費総額を超える ことのないよう調整率 (0.54)を歳費月額に乗じて 算定 (三役総額 42,511千円÷ A総額 78,740千円=0.54)
E. A+全道 平均	247 〔38%〕	195 〔30%〕	175 〔27%〕	162 〔25%〕	38,664	+7,485 (1.24倍)	○A方式の標準率を人口規 模が当町と同ランク(5千人 以上1万人未満)の全道51 町村の町長の給料に対する 比率に置き換えて算定 (H21.7.1現在の実態調査)
F. A+全国 平均	266 〔41%〕	214 〔33%〕	201 〔31%〕	195 〔30%〕	45,168	+13,989 (1.45倍)	○A方式の標準率を人口規 模が当町と同ランク(5千人 以上1万人未満)の全国251 町村の町長の給料に対する 比率に置き換えて算定 (H21.7.1現在の実態調査)
◇現行	198	155	141	131	31,179	-	-

- 注) 1. A方式の月額欄の〔 〕内は町長との活動日数の比率である。
2. E方式及びF方式の月額欄の〔 〕は全道・全国町村議会実態調査の町長の給料に対するそれぞれの割合である。

② 議員定数について

次の項目を議論のポイントとし、今回の議員歳費の仮算定を踏まえ、福島町議会の適正な議員定数について協議した。福島町議会が独自に取り組んできたものは何があるのか、その特殊性を議会基本条例に照らして、議論のポイントに追加し、さらに協議することとした。

- 合議制（2元代表）の機関として活動するための最低限の人数はどうあるべきか
- 地域主権等で活動日数は増加傾向にある
- 活発な議会活動を行うための人数はどうあるべきか
- 1常任委員会当たり定数6人を再検討する必要はないか
- 年間歳費総額と町内状況（財政動向、経済状況、人口動向など）とのバランスを考慮した人数はどうあるべきか
- 議案の提案提出権（法第112条）～議員定数の12分の1以上の者の賛成
- 修正の動議（法第115条の2項）～議員定数の12分の1以上の者の賛成
- 懲罰の動議（法第135条第2項）～議員定数の8分の1以上の者の賛成

③ 今後の進め方

今回は、これまでの会議で確認された内容を資料にして、前段に議員との意見交換を行うこととした。議員からの意見等を参考にしながら、適正な議員定数及び議員歳費を引き続き協議することとした。

3. 協議事項

(1) 議員歳費について

前回会議で示した6つの算定方式の中で、次の原則に最も即しているものを選び、諮問会議としての算定方式案（叩き台）とします。財政状況と予算に占める議会費の割合が分かる資料も参考にさせていただきます。

【5つの原則（特殊性）】

- 議員の活動日数をできるだけ算定に反映させる
- 極端に歳費月額が高くなるような基準の採用は避ける
- 基準と数字を示して説明できる方式をめざす
- 財政状況を配慮する
- 議会活動の活性化をさらにめざす

表1－町の決算状況等

（単位：百万円、％）

区 分	H16	H17	H18	H19	H20	H21
歳入総額	4,468	3,393	3,047	3,244	3,359	4,054
うち地方税	486 (10.9)	467 (13.8)	445 (14.6)	463 (14.3)	463 (13.8)	428 (10.6)
うち交付税	1,698 (38.0)	1,729 (51.0)	1,760 (57.8)	1,727 (53.2)	1,854 (55.2)	1,893 (46.7)
歳出総額	4,380	3,333	2,957	3,157	3,290	3,984
うち議会費	80 (1.8)	70 (2.1)	66 (2.2)	61 (1.9)	58 (1.8)	64 (1.6)
差し引き	88	60	90	87	69	70
財政調整基金 年度末残高	565	586	634	639	839	1,117
地方債現在高	6,270	6,046	5,636	5,259	4,839	4,737

基金残高と収支の推移

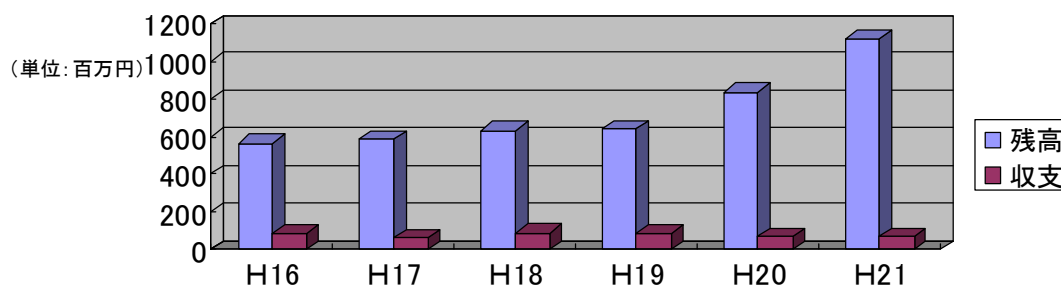


表 2－今後の財政推計等〔まちづくり行財政推進プランによる〕

平成 22 年 3 月に議決した「福島町まちづくり行財政推進プラン」による、平成 22 年度から平成 26 年度までの財政推計等は、次のとおりです。

(単位：百万円、%)

区 分	H22	H23	H24	H25	H26	備考
歳入総額	2,955	3,413	2,898	3,023	3,006	
うち地方税	407 (13.8)	395 (11.6)	381 (13.1)	369 (12.2)	354 (11.8)	H21当初予算額をベースに推計
うち交付税	1,843 (62.4)	1,761 (51.6)	1,773 (61.2)	1,762 (58.3)	1,717 (57.1)	国勢調査推計人口により推計
うち財調繰入金	34 (1.2)	173 (5.1)	77 (2.7)	115 (3.8)	162 (5.4)	歳入不足を補うための財政調整基金の取り崩し
歳出総額	2,955	3,333	2,957	3,157	3,290	
うち人件費	754 (25.5)	738 (21.6)	712 (24.6)	717 (23.7)	763 (25.4)	議員を含む全ての人件費
うち建設事業	171 (5.8)	710 (21.3)	228 (7.9)	390 (12.9)	431 (14.3)	第4次総合計画後期実施計画による事業費
差し引き	0	0	0	0	0	
財政調整基金 年度末残高	850	677	600	485	323	

○ 推計人口

(単位：人)

区分	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	
4/1 住基	6,158	5,910	5,708	5,549	5,384	5,251	5,091	4,943	4,823	4,641	
国調人口	6,795	5,897					5,251				

H16 年度の合併協議時に、(株)ぎょうせいによる人口推計伸び率を H20. 3. 31 の実績へ乗じて算出

基金残高と取り崩しの推計

(単位：百万円)

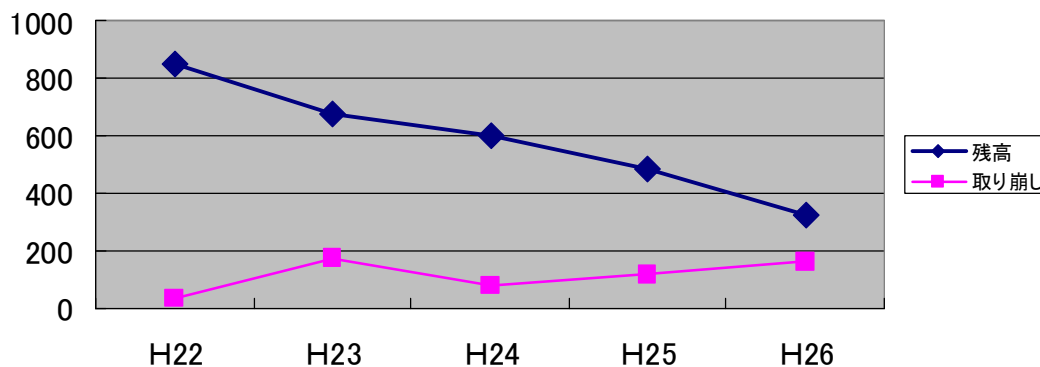


表3－議会費の一般会計に占める割合（平成21年度当初予算）

人口 段階 区分	町名	議会費（千円）					一般会計 当初予算 （千円）	構成比 （%）
		歳費 （報酬）	給料	手当等	その他	計		
B	鹿部町	20,580	9,079	10,703	8,511	48,873	2,536,000	1.9
C	福島町	20,316	11,250	12,226	14,329	58,121	3,228,126	1.8
	知内町	24,960	9,353	16,209	15,174	65,696	3,565,000	1.8
	木古内町	23,496	12,758	13,103	6,870	56,227	3,466,515	1.6
	長万部町	26,820	11,159	16,751	14,568	69,298	3,692,000	1.9
D	松前町	31,080	11,381	11,093	12,306	65,863	4,496,200	1.5
	森町	49,386	14,831	25,762	19,407	109,386	8,563,514	1.3
E	七飯町	51,720	18,610	32,250	28,994	131,574	8,600,000	1.5
	八雲町	53,790	10,333	28,044	32,614	124,781	11,873,000	1.1

人口 段階 区分	町名	議会費（千円）					一般会計 当初予算 （千円）	構成比 （%）
		歳費 （報酬）	給料	手当等	その他	計		
全道	渡島管内	33,572	12,083	18,460	16,976	81,091	5,557,817	1.5
	C (51)	28,656	10,128	14,475	12,931	66,190	5,130,183	1.3
	全体 (145)	28,220	10,116	14,885	13,463	66,684	5,096,431	1.3

人口 段階 区分	町名	議会費（千円）					一般会計 当初予算 （千円）	構成比 （%）
		歳費 （報酬）	給料	手当等	その他	計		
全国	C (251)	30,517	8,412	14,073	12,893	65,895	4,429,873	1.5
	全体 (992)	36,095	9,505	17,223	15,531	78,354	5,595,033	1.4

ア. 算定方式の選定等

各算定方式について、歳費算定のための5つの原則に即しているか検討していただきます。即していると認める原則には「○」、即していない原則には「×」を記入していただきます。

区 分	歳費 (年間)	説 明	歳費算定のための原則				
			活動 日数	歳費 抑制	基準 数字	財政 配慮	議会 活動
A. 全国町村議会 議長会検討方式	78,640	現行と比較すると2.52倍となる。全道Cランクの議員報酬176千円と仮算定した議員歳費325千円を比較すると1.85倍となる。2元代表制における町長との関係からも理論的な方式である。					
B. 類似団体等比較方式	41,915	現行と比較すると1.33倍となる。議員の活動日数がどのように反映されているか客観的に説明することは困難である。従来からの方式に最も近く、町民の理解は得やすい。					
C. 町職員平均給与平均比較方式	66,220	現行と比較すると2.12倍となる。全道Cランクの議員報酬176千円と仮算定した議員歳費279千円を比較すると1.56倍となる。議員の活動日数が反映されたものとはなっていない。					
D. 全国町村議会議長会方式に全議員と三役人件費比較率を加味	42,435	現行と比較すると1.36倍となる。全道Cランクの議員報酬176千円と仮算定した議員歳費175千円を比較すると0.99倍となる。2元代表制における議員歳費を三役（執行機関）給料総額内に抑える方式である。					
E. 全国町村議会議長会方式に全道平均の長給料に対する比率を加味	38,664	現行と比較すると1.24倍となる。全道Cランクの議員報酬176千円と仮算定した議員歳費162千円を比較すると0.99倍となる。議員の活動日数が反映されたものとはなっていない。					
F. 全国町村議会議長会方式に全国平均の長給料に対する比率を加味	45,168	現行と比較すると1.45倍となる。全道Cランクの議員報酬176千円と仮算定した議員歳費195千円を比較すると1.11倍となる。議員の活動日数が反映されたものとはなっていない。					

4. 今後の進め方

次回は、適正な議員定数及び議員歳費についてのまとめをしていただきます。
また、本年5月に決定した「平成21年度の議会評価」について、諮問会議として評価内容を検討していただきます。

※ 第5回会議 月 日（ 曜日） 時より

5. その他